



## □ 今月号(水銀特集)の目次と要旨:【水銀特集にあたり】

1. 【解説】水銀廃棄物に関する施行規則の改正: 水銀廃棄物の処分基準(硫化・固型化)の規定、保管基準(混合防止)の追加等の改正が来年10月1日より実施。排出事業者も注意が必要。
2. 【解説】水銀規制(製品と廃棄関連)～製品表示ガイドラインが公表～: 水銀使用製品の表示方針に関するガイドライン。排出事業者が廃棄する既存品の参考になる。施行は年12月18日から。
3. 【解説】水銀排出規制(大気関連)～規制詳細が決定し公布へ～: 水銀排出抑制対策に係る政令及び省令(大気汚染防止法)が公布された。現行法の「ばい煙発生施設」の規制を踏襲。排ガス中の水銀測定方法を規定。要排出抑制施設も定義されたので、関係者は注意が必要。
4. 【解説】産廃業界の景況感は足踏み状態～DI=▼32と相変わらず悪い～: 全産連が公表する近年の景況DIは、日銀の中小企業業況DIより大幅に悪化している。その原因と解決策は?
5. POPs条約に基づく国内実施計画を改定: 環境省は、「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約の国内実施計画」を改定。POPsの排出削減、適正処理、環境監視、国際協力などに引き続き取り組む姿勢が示された。

## 【水銀特集にあたり】

日本が旗振り役を演ずる「水俣条約」。この考え方を実践するための詳細手段が、次々に公表されています。そのため、今回の JAAO News は、期せずして「水銀特集」になってしまいました。多くの読者の方々は、水銀廃棄物について、「我々には関係ないよ!」と思われることと思いますが、廃棄物処理に関与する方々、全ての皆様に関連する内容ですので、良く読んで理解して頂きたいと考えます。

まず、ほとんどの方々は、事務所や工場で蛍光灯を使用していると思います。また、健康管理室に行くと水銀血圧計が残っている場合もあるでしょう。こうした製品を廃棄する場合、【1】「1. 水銀廃棄物に関する施行規則改正」の内容を知っておく必要があります。特に、水銀廃棄物の保管ルールも厳しくなりますので、来年10月1日までに準備を進めておく必要があります。

また、水銀使用製品は、以前の乾電池等に使用されていました。こうした水銀使用製品を廃棄する場合、【2】「2. 製品ガイドライン」をよく読んで対応することが重要になります。

さらに、水銀廃棄物を処理する方々や焼却施設を有している処理業者は、【3】「3. 大気汚染防止」に関する内容を知る必要があります。

以上、水銀廃棄物の処理に関与する立場で見た場合、

排出事業者 : 【1】、【2】

処理業者 : 【1】、【2】、【3】

をよく読んで頂きたいと思います。

## 1. 水銀廃棄物に関する施行規則改正

### ～パブリックコメント～

小西 道子

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」(2015年2月中央環境審議会答申)を踏まえ2015年11月に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令において2017年10月より施行される規定に関連する環境省令等の一部を改正することとなっている。

10月11日、環境省から、改正案についてパブリックコメントを実施する旨の報道発表があった。実施期間は、2016年10月11日(火)から11月10日(木)までの間。基本的に、パブリックコメントを実施したからと言って、改正案が修正されるケースは少ない。本案が施行規則になると考えられるので、その概要を紹介する。

### 【水銀廃棄物対策(処分関連)】

今般の改正で重要なポイントは、**処分基準関連にあり、回収した水銀(水銀の純度が99.9%以上となるように精製設備で精製することを規定)の硫化及び固型化方法が規定**されたことにある。

排出事業者に関係する規定としては、【2】で述べるように、「水銀使用製品産業廃棄物」対象物が具体化され、また、水銀の回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象も以下のように明らかとなった。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る）、圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る）、真空計、ガラス製温度計、水銀充填圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、浮ひょう形密度計、積算時間計、ひずみゲージ式センサ、電量計、ジャイロコンパス、握力計

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、以下の基準も追加されるので注意が必要だ。

保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物かその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

また、以下の規定等について、当該産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載することも義務付けられた。

- ✓ 産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）
- ✓ 委託契約に含まれるべき事項
- ✓ マニフェストの交付
- ✓ マニフェストの記載事項
- ✓ マニフェスト交付者の報告書
- ✓ 管理票交付者が講ずべき措置
- ✓ 情報処理センターへの登録手続
- ✓ 電子マニフェスト登録事項
- ✓ 情報処理センターによる報告

なお、詳細は、次のURLを参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103098.html>

## 2. 【解説】水銀規制（製品と廃棄関連）

### ～製品表示ガイドラインが公表～

小西 道子

7月号で述べた「水銀規制」に関連し環境省は、9月15日、水銀使用製品に係る表示方針をまとめた「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を公表した。

今後、水銀の規制が強化される（2017年10月1日施行予定）と、水銀使用製品の廃棄時、排出事業者が実施しなければならない以下の規制が生ずる。つまり、当該表示は排出事業者にとって、法令順守の意味で重要となる。

- 「水銀使用製品産業廃棄物」に該当する場合、**排出事業者責任として廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載と委託契約書及びマニフェストへの記載が義務づけられる**
- 「水銀使用製品産業廃棄物の内、相当の割合の水銀等を含むもの」に該当する場合は、**水銀を回収してから処分する**ことを義務づける

以下、ガイドラインに記載された重要なポイントを示す。

### (1) 今後製造される製品について

今後、製造される製品は、製品の廃棄段階で水銀等が使用されていることが認識できるようにするため、次の製品表示が義務付けられる。

- ① 製品表示による情報提供が表示以外の方法（パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等）よりも優先される。
- ② 製品表示の中では【製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載】の順に優先される。水銀使用製品の種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当としている。

### (2) 既製造品について

既製造品への表示は困難であることから、表示以外の情報提供を行う。パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、効果が大きいと考えられるものを行うことが適当としている。

### (3) 組込製品への対応

- ① 水銀使用製品が取り外せないものや取り外しに特殊工具が必要なもの → 組込製品に関する情報提供を行う。
- ② 水銀使用製品が容易に取り外せるもの（例えば、水銀使用電池等） → 当該組み込まれたもの（電池等）のみに情報提供を行う。

### (4) 輸入製品への対応

輸入製品についても、国内製造製品と同様に情報提供を行う。

### (5) 情報提供の内容・方法

水銀等の使用を認識すること等により、市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を認識できるものであることや、分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いること等を求めている。

### (6) 施行日

表示に係る情報提供は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第18条の施行日（2016年12月18日）。

情報提供については、当該施行日以前においても、順次実施していくことが望ましいとされた。ただし、表示に係る情報提供については、当該規定の施行日以降、個別の製品等の版の更新時期に合わせて順次実施していく等、効率的・効果的に開始することが望ましいとしている。

**排出事業者が、直近で廃棄することとなる水銀使用製品は「既製造品」に該当するものがほとんどとなると思われる。「これは、水銀が含有されているかも？」と気に掛かるものについては、特にこれから表示以外の情報提供に注意していく必要がある。**ちなみに、7月号で記述のとおり、現時点で「水銀使用製品産業廃棄物」対象物としては、水銀汚染防止法の主務省令である「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の第2条に列挙されている「既存の用途に利用する水銀使用製品」（新用途水銀使用製品命令別表にて具体的に列挙：[http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin\\_kizo\\_nseihin.pdf](http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_kizo_nseihin.pdf)）を対象とする考え方としているので、「水銀含有製品では？」と迷ったら、上記別表を参照して頂きたい。

ガイドライン詳細は、次のURLを参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/102885.html>

## 3. 【解説】水銀排出抑制（大気関連）

～規制詳細が決定し公布へ～

小西 道子

JAAOニュース5月号にてお知らせしていた水銀排出抑制対策について（当該対策の第一報告書案に

対する意見募集についてお知らせ）だが、9月にかけて具体的に上記対策に係る政令及び省令（大気汚染防止法）が公布された。

### 【これまでの経過】

公布までの経過は、以下の通りであり、この規制により施設から大気に排出される水銀管理を今後行って行くことになる。

- 2016年6月14日：「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第一次答申）」及び意見募集（パブリックコメント）の結果  
<http://www.env.go.jp/press/102627.html>
- 2016年9月2日：「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（以下、「政令」という）」が閣議決定（9月7日公布）  
<http://www.env.go.jp/press/102910.html>
- 2016年9月26日：「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（以下、「省令」という）、「排出ガス中の水銀測定法について」公布・告示  
<http://www.env.go.jp/press/103006.html>

### 【規制内容】

具体的な規制内容だが、まず、水銀排出を抑制しなければならない対象施設の種類及び規模、排出基準が規定された（省令）。これは、**現行法のばい煙発生施設の規制内容を踏襲するかたち**となった。また、対象施設が既存施設及びその他一定の条件に該当する場合の経過措置が定められた。さらに、告示にて、**排出ガス中の水銀測定方法が規定**された。水銀測定にかかる頻度や結果の取扱い、水銀排出施設の届出等にかかる様式が具体的に決定した（省令）。

**水銀排出施設以外で水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当である施設を要排出抑制施設と位置づけ、自主的取組を求めていくこととしている。**要排出抑制施設として、鉄鋼製造施設のうち焼結炉及び電気炉を指定した（政令）。

## 【施行期日】

今回公布・告示された、政令、省令及び告示は、2018年4月1日（水俣条約が日本国について効力を生ずる日が2018年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から施行予定となっている。

## 4. 【解説】産廃業界の景況感は足踏み状態

## ～景況判断 DI = -32 と相変わらず悪い～

木川 仁

公益社団法人全国産業廃棄物連合会(全産連)は、9月末、2016年4-6月期における「産業廃棄物処理業景況動向調査結果について」を公表した。

この調査結果は、リーマンショック後の全産連会員の景況動向を把握するため、全産連の協会会員企業、全国産業廃棄物連合会理事及び部会運営委員会委員にアンケートした結果をまとめたものであり、今期は、7/11～8/31に行われ384社からの回答があった、としている。

2016年4-6月期の景況判断を「悪化」とした企業は37%で前回調査(2016年1-3月期の35%)より2ポイント悪化、「好転」とした企業は5%で前回調査(3%)より2ポイント改善した。景況判断DIは▼32となり、前回調査と同水準となった。ここで、DIとは、Diffusion Indexの略で、「好転」・「増加」したなどとする企業割合から、「悪化」・「減少」したなどとする企業割合を差し引いた値を示し、日銀が短観で公表する業況判断指数に相当する。

この景況判断DIは、リーマンショックのあった2009年上期に▼76と大幅に下落したが、その後、一度もプラスになったことがない。つまり、産業廃棄物業界の景況観は悪い状況が続いていることを経営者は感じている。一方、10月3日に最新の日銀短観が発表されたが、大企業だけでなく中小企業の業況判断指数は、近年、±0付近まで改善していることが分かる。

基本的に、大部分の産廃企業は中小企業であり、確かに大企業より景況感が良くないだろうと想像できる。表1は、産廃業界と全中小企業の各年度前半(上期)における景況感を示す平均DI値を示す。産廃業界や全中小企業のDI値は、確かに一度もプラス転換したことがない状況にはあるが、その値は、産廃業界の方がマイナス幅が圧倒的に大きい。特に、ここ数年のマイナス幅は、産廃業界で顕著になっている。全産連に属する産廃企業は、業界の中でも大きな企業だ。こうした企業の景況感が、この数年に大きく悪化している状況を考えると、今後の産廃業界を取り巻く経営環境も厳しい状況が継続すると覚悟しなければならないようだ。

ここには数値化していないが、地域別にみると、地方における産廃業界の景況DIは、大都市圏のそれより悪いものと想定できる。一時期、地方を牽引する有力な産廃会社は、事業拡大を図るため海外進出を考えていたが、近年、国内事業の拡大に路線を変更して、特に、東京圏への進出を模索し始めた。今後、東京圏にある企業との競争も激化することが予想されるが、サバイバル競争で共倒れするより、協業化を進めながらwin-win関係を築いて行くやり方の方が良さそうだ。

表1 産廃業界と全中小企業の景況感の比較

	2009年 1-6月期	2010年 1-6月期	2011年 1-6月期	2012年 1-6月期
景況DI(産廃)*1)	-76	-53	-50	-43
業況DI(中小企業)*2)	-50	-38	-25	-18

  

	2013年 1-6月期	2014年 1-6月期	2015年 1-6月期	2016年 1-6月期
景況DI(産廃)*1)	-21	-10	-24	-32
業況DI(中小企業)*2)	-11	-2	-2	-3

\*1) 全産連データ

\*2) 日銀短観

(出展URL)

[http://www.zensanpairen.or.jp/federation/02/06/keikyou1604\\_06.pdf](http://www.zensanpairen.or.jp/federation/02/06/keikyou1604_06.pdf)

## 5. POPs 条約に基づく国内実施計画の改定

2016年10月7日、環境省から「**残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約の対象物質**の追加等」を踏まえ、関係省庁連絡会議において、同条約に基づく国内実施計画を改定した旨の報道発表があった。今後は、改定された国内実施計画に基づき、関係省庁と連携して、POPsの排出削減、適正処理、環境監視、国際協力などに引き続き取り組む姿勢が示されている。

POPs 条約では、条約に基づく義務を履行するため、締約国に国内実施計画を作成し、締約国会議に提出することを義務づけており、新たな物質が追加された場合は、実施計画を改定することが決められている。日本は、POPs 条約を 2002 年 8 月 30 日に締結したが、その後、新たに POPs 条約対象物質 9 物質群が発効したことを受け、2012 年 8 月に 1 回目の改定を実施し、この度、第 6 回締約国会議において対象物質として追加が決定したヘキサブロモシクロドデカンの効力が発効したこと等を受け、関係省庁連絡会議で国内実施計画及び点検結果を取りまとめられた。

今般の実施計画の改定の要点は、下記の通り。

- 意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置
- 意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
- 在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置
- 上記の基盤となる施策（環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等）

POPs条約に関係する代表的な化学物質を表2に記す。

本内容に関する詳細は、以下に示す国内実施計画 (URL) を参照下さい。

(出展 URL)

<http://www.env.go.jp/press/103055.html>

表 2 代表的な POPs 物質

- |  |
|--|
| (1) ダイオキシン類<br>(2) ヘキサクロロベンゼン (HCB)<br>(3) ポリ塩化ビフェニル (PCB)<br>(4) ペンタクロロベンゼン (PeCB)<br>(5) ポリ塩化ナフタレン (PCN)<br>(6) 埋設農薬、非埋設農薬等<br>(7) ダイオキシン類に汚染された廃棄物<br>(8) ダイオキシン類を含有する農薬<br>(9) PFOS 又はその塩を含有等する製品<br>(10) プラスチック等の臭素系難燃剤 |
|--|

(以上)

### ㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー 31 階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: [info@jaaao.co.jp](mailto:info@jaaao.co.jp)